# 批評・紹介

## 中國南北朝史研究

福島繁次郎著

一九六二年五月　敎育書籍

A5四一九頁

前滋賀大學敎授福島繁次郎氏が急逝されてより二年ちかくにして、氏の遺著が「中國南北朝史研究」と題して出版された。北朝隋唐時代の貢舉制・村落制についての地味ながら堅實な幾多の論文を發表されたが、大部分が「滋賀大學學藝學部紀要」それに「東洋史學論集」といったわりに手にしにくい書に掲載されたために、注意をひくことが幾分少なかつたかとも思われるが、それらがこうして系統だつた配列の下に便利な一册の書にまとめられたのは、大變ありがたいことといわねばならぬ。遺稿の出版というのは並大抵のことではないが、ここまでこぎつけられた遺族の方の熱意と師友の方々の援助に對してまず敬意を表したいと思う。

本書は「中國南北朝史研究」と題されるが、内容的には「大安」にはじめて廣告されたときの假題「南北朝・隋唐時代の貢舉制・村落制の研究」の方がより近く、更に「北朝隋唐時代の貢舉制・村落制の研究」とあれば、すこし冗長だがより適切であつたろう。本書の太半は既發表の論文であるが、未發表の部分もふくまれており、この他に未整理のものが若干あるらしいが、それは收載されていない。

本書は三篇各二章で構成され、まず、第一篇「南北朝・隋・唐時代の人物登用」の第一章〝北齊・隋の官吏任用制〟は、〝北齊の課試制度〟（第一節）と〝隋代の州都〟（第二節）の二つの論文からなる。中國における官吏登用法の歴史において、隋の文帝の時からはじまつた科舉制が劃期的なものであることは周知の事柄であり、科舉制に先行するのが九品官人法であつてこれが門閥貴族制を維持した最大の要因であるという點も中國史の常識となつている。この九品官人法から科舉制への移行はどのようにしてなされたのか、という問題はすこぶる興味あるテーマである。隋唐時代の諸制度に北齊に起原するものの多いことは「隋唐制度淵源略論稿」で陳寅恪氏が嘗つて論じたが、この試驗制度たる科舉制の淵源の考察にさいしても北齊が重要な位置をしめる。南朝の貴族制度とともに九品官人法をも輸入した北魏ではセンビ族みずからも貴族化していき、北魏末の混亂をへて華北の東部を領有した北齊においては、文化や制度の上に梁からの亡命者の影響が強くあらわれているといわれるが、一方、門閥化を深めようとする貴族群に對して、北齊王朝が君主權を伸張しようとする努力もみられた。すなわち秀才・考廉・廉良の科をもうけ選をきびしくしたのであつて、天子みずから朝堂にでて、州郡から推薦されてきた秀才・考廉に學科試驗を課し、答案の文字に脱落があると名をよんで席の後にたたせ、筆蹟の濫劣な者には墨汁一升をのませ、文章の筋のとおらぬ者は佩刀をとりあげ地面に坐らせるなどして辱めた、と史書に傳える課試制度がはじまつたので、これは後世の科舉制度に一歩近づいたものといいうる。こ

の動きは、他方では、地方官屬の任命の形式の劃期的な變化、南北朝を通じて行なわれてきた州郡の自辟制の自然解消と並行する現象であつて、この間の推移を丁寧に跡づけようとされたのが、〝北齊の課試制度〟である。中正制と州縣の屬官の辟召こそ貴族のたのむ牙城であつたが、隋の文帝により兩者とも廢止された。とくに後者の廢止については、濱口重國氏の「所謂隋の鄉官廢止に就いて」が明解に論じるが、この際、史書にみえる州都とは何かという問題がのこされていた。これを明らかにしようとじたのが、〝隋代の州都〟である。氏は、州都とはかつての大中正の同職異稱であるとされ、したがつて隋代においては州都の官吏任用における實質的存在意義の考えがたいことを述べ、さらに通典卷一八に「隋有州都、其任亦重」とある州都は州都督の誤りであつて、州都とは關係のないことを論じられた。なお、隋代の州都の問題については、この論文で落着したのではなく、宮崎市定氏は「九品官人法の研究」の補注㊿で取上げ、福島氏の右の二論文を參考としつつ、州都は州都督に相當する警察官であり、中正とは關係がないという見解を發表している。

第二章〝唐代の貢擧制〟は六節、六つの論文からなる。第一節〝唐代の貢擧制度〟では、武德五年から唐の貢擧制が實施されたについての文獻的整理と、その實施に至つた政治的經濟的條件を提示している。第二節の〝唐代における登科記總目の諸科〟は東洋史學論集第三に發表されたもので、私にとつては興味深い論文である。文獻通考卷二九に唐登科記總目があつて、唐代二八九年中、登科するもの八二四一人、その內譯は秀才三〇人、進士六六二〇人、諸科一五九一人となつており、これによれば、每年平均進士二十三人、諸科は五人餘、多い時でも進士と諸科をあわせて五十人から七十人どまりとなつている。ところが、唐代の諸文獻によるに、百人から二百人位の科擧合格者がいたと考えられるのである。そこで、この登科記總目の諸科に明經を含むか否か、また諸科とは何かが問題となる。馬端臨は諸科の內容には疑問をもつたが、進士の記載は正しいとした。登科記考を著した清の徐松はその凡例において、いわゆる諸科とは明法・明字・明算・史科・道釋・開元禮・童子であつて、明經はふくまれないとした。これらから考えて、諸科の中に明經のすべてを含んでいたとみることは不可能なのであるが、しかし依然として諸科とは何かが殘されていた。一つには、文獻通考に「右唐二百八十九年逐歲所取進士之總目」とあることも目障りだつたのである。この難問をほぼ解決されたのが福島氏のこの論文である。氏は、諸科とは明經とは全く無關係で、さらには常貢之科たる明法・明書・明算も諸科とは無關係で、それは不貢擧の年でも諸科が存したことからも分るとし、この場合の諸科は賢良方正科等の臨時の制擧を指すのであつて、制科には常科なく臨時必要な科目を標示して人物を求めるので諸科と呼んだのであるとされた。これは從うべき見解であろう。九品官人法が中正の官とともに廢止され、これによつて官吏登用は他からの推薦によるという原則が崩壞したが、唐になつても鄉擧里選の古制を理想として選擧を論じる人がかなりいる。この問題を扱つたのが、第三節〝唐代の鄉擧里選論(一)〟であつて、玄宗以前の鄉擧里選の論をとりあげているが、おそらく(二)として發表される豫定だつたと思われる安史の亂後に關する部分は未完

の原稿があるらしいが、それは掲載されていない。第四節〝學校の衰廢と擧人の傾向〟では唐代の文選研究についても言及し、第五節〝入流について〟においては、とくに胥徒入流數の社會的意義にふれ、流外胥吏層の入流者の增加が、武后の寒門擢用によつて促進され、官僚社會における寒門出身者の勢力が、玄宗時代になつて飛躍的に增大したことを指摘している。また第六節〝科第趙家と官僚貴族の成立〟は、趙氏、とくに隴西天水の趙氏が、唐代においていかに門閥貴族から科第官僚貴族にうつつていつたかを跡づけたもので、この論文で、多數の同族科第官僚をもつにいたつた家が、科第官僚としての轉身が確立し、後繼者を續出した時期に登科記を私撰しだした點に注目しているのは興味深い。氏は、登科記は各族の同族官僚群の中で中核をなす科第官僚の基本的な身分臺帳であつた。登科記は必ずしも門閥制にみる如き官途の保證とはならぬが、やはり新たなる宗族結合の象徵となるものであつて、唐朝の中期以後にはじめて現れる著目すべき事實である。登科記の內容は、一種の宗譜（族譜）的要素をも具備して、趙族や崔族等の私家を中心とした撰となり、科擧と閥譜という本來歷史的に矛盾する二つの條件を具備するに至つたので、この點、唐代の科擧と科第官僚の構成に認められる、過渡的性格を反映したものと考えられるとする。

第二篇「北魏の考課と停年格」は〝北魏前期の考課と地方官〟（第一章）と〝北魏の停年格と吏部權の發展〟（第二章）との二つの論文からなる。考課とは官僚の勤務評定のことであり、六朝いらい貴族制の成立とともに考課の法が有名無實となつたが、北魏では國初から考課を重んじた。高祖孝文帝による均田制・三長制・均賦制という三大改革は俸祿制の實施と緊密な關係があり、當然考課法の嚴重な實施に發展してゆく。官吏の進退がもつぱら考課によるとすると貴族制度は成立しにくいわけであるが、北魏貴族制の成立とともに考課は停滯してきて、漢人官僚の主張する能力主義は考課の適用に論議をよび、考格の成立をみ、この考課令が唐考課令の前令となる所に重要ないみがあるとするのが、第一論文であり、第二論文は、崔亮の創案にかかる停年格をとくにとりあげ、これを吏部權の確立の觀點から眺めたものである。氏は、停年格の運用によつて考課法の本旨である能力主義が影をひそめ、勞舊主義の銓衡になり代つていつた點を指摘するが、考課法・停年格ともに貴族制とは相いれぬものである點は注意すべきで、いずれも吏部の銓衡權の强化をうながしたのである。この點について、谷川道雄氏は「北魏官界における門閥主義と賢才主義」で、停年格を創つた崔亮の心底に、門閥主義がぬきがたくひそんでいるという點を强調している。

第三篇「北周・北齊の村落制」は〝北周の村落制〟（第一章）と〝北齊の村落制〟（第二章）との二つの論文からなる。前者では、北周書蘇綽傳の記事から北周では黨族・閭里の二長制がおこなわれたことをのべ、また北周では一戶三口の構成が大多數を占めており、これは北周が小家族の存續を維持し保證する政治をおこなつたことと密接に結びつくとする。後者の北齊村落制についての論文は、百頁をこえる長編で、〝黨族百家制の成立〟（第一節）では黨族百家制がいつ成立したかを問題とし、〝元孝友の上表の解釋〟（第二節）では元孝友の上表がいつなされたかについて、興和三年とする通鑑の繫年を支持し、上表の內容を「二十家爲閭」とするのと「二

十五家爲閭」とするのとの二說について詳しく檢討し、「百家爲四閭、閭二比」とある構成の骨骼だけが、正確な構成の主張であるとする。ただ、この論文は、「滋賀大學學藝學部紀要」六・七號に揭載されたときの目次では、序論、第一節　黨族百家制の成立、第二節　元孝友上表の解釋、第三節　三長の任用と復夫、第四節　河淸令と村落制、第五節　北齊の社會と村落制の意義、となつており、本書にはこの一・二節のみが收錄されているわけで、とくに第五節が缺けていることから、長いわりに餘り面白くない叙述となつている。

以上、十二篇の論文、ほとんどが既發表のものであるが、それらは一九五三年から五九年にかけて發表され、內容はすべて北魏から唐にいたる間の貢擧制・考課制・村落制に關するもので、正史から丹念に史料を集めて書かれている。前近代社會の中國史はいかに把握されるべきか。その有力な手段として、(1)この國の歷史にテイピカルにみられる官僚制支配（賦役制をふくむ）に着目するやり方、(2)一般にその特性とされる家父長制への關心から個々の家—家族をとりあげるやり方、それに(3)國家權力と個々の家とを結ぶ接點に位置する村落・聚落制に焦點を合せるいき方が考えられる。これらの方法はそれぞれ舊中國の歷史を知る上に効果があり、たがいにあい補なうものであると思うが、この著者のばあい、(1)と(3)を採用しているといえよう。正に、愼重すぎると思われるほど丁寧にかかれており、その對象とされた時代が、これまで餘り開拓されていなかつた分野であつたのも幸いして、ユニークな成果をあげられたということができる。

では、著者に注文すべきことはないのか。すでに幽明界を異にしていて著者には注文できないが、われわれ後進の者の戒めとして記すならば、まず、この書が單なる制度史におわつてしまつているという不滿を感じないわけにはいかぬということであり、史料が多く列擧されるのは親切ではあるが、冗長であつて通讀するのに骨がおれるという點である。

（礪波　護）

## 明淸農村社會經濟

傅　衣　凌　著

一九六一年十一月　北京
三聯書店　B6一九二頁

本書は、傅氏によつて抗日戰爭の時期から最近に到るまでに執筆された、明淸時代の中國農村社會經濟史に關する以下の六論文を收錄する。

I　明代徽州庄僕制度之側面的研究
II　明淸時代永安農村的社會經濟關係
III　淸代永安農村賠田約的研究
IV　閩淸民間佃的零拾
V　明淸之際的〝奴變〟和佃農解放運動
VI　明淸時代福建佃農風潮考證

### 後　記

本書の基礎となつたのは、一九四四年、福建協和大學（現福州大學）中國文化研究會刊行にかかる單行本シリーズ「文史叢刊」の一册として傅氏が發表した「福建佃農經濟史叢考」であり、II、III、VI論文の原型を含む。他の各篇は、解放後の著作であり、第一論